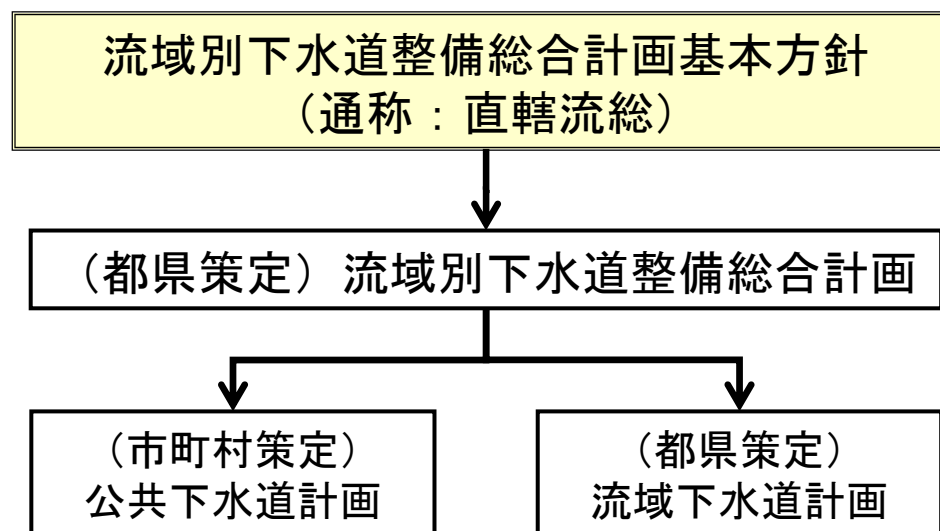


## 「流域別下水道整備総合計画基本方針」の位置づけ

- (1) 都道府県は、(中略) それぞれの公共の水域又は海域ごとに、下水道の整備に関する総合的な基本計画(以下「流域別下水道整備総合計画」という。)を定めなければならない。」(下水道法第二条の二)  
→ 対象は環境基本法で水質環境基準が定められた河川等
- (2) 流域別下水道整備総合計画は都道府県が策定することになっているが、流域別下水道整備総合計画を2以上の都県にまたがる水域について策定する場合は、各都県間における水質環境基準の達成に関する基本方針(目標負荷量の都県間配分)について、必要に応じて「基本方針策定のための委員会」を設置し、都県間での調整が困難な場合は国(地方整備局)が調整を行う。
- (「流域別下水道整備総合計画調査 指針と解説」  
(平成27年1月 国土交通省下水道部))



# 今回の検討組織

## 東京湾流域別下水道整備総合計画検討委員会

(検討内容の合意を得る場)

- <委員長> 関東地整 企画部長
- <委員>
  - 都県・政令市の下水道・環境・河川部局の課長等（茨城県除く）
  - 国土交通省 下水道部流域管理官付課長補佐  
河川環境課企画専門官
  - 関東地整 広域水管理官、環境調整官、下水道調整官、港湾空港部事業継続計画官  
企画部・河川部・建政部の課長  
河川事務所の所長
- <専門委員>
  - 国立研究開発法人土木研究所  
水環境研究グループ水質チーム上席研究員
  - 国土技術政策総合研究所  
下水道研究部下水処理研究室長

## 東京湾流域別下水道整備総合計画策定懇談会

(検討内容に関する助言)

- <委員>
  - 学識経験者（下水道・河川・東京湾分野から各1名）
  - <オブザーバー>
    - 委員会の委員及び専門委員



助言

## 「東京湾流域別下水道整備総合計画検討委員会」 幹事会

(検討内容の議論、政策的な議論を行う場)

- <幹事長> 関東地整 企画部 広域計画課長
- <幹事>
  - 都県・政令市の下水道・環境・河川部局の課長補佐等（茨城県除く）
  - 国土交通省 下水道部流域管理官付計画係長  
河川環境課水環境管理係長
  - 関東地整 企画部・河川部・建政部の課長補佐等  
港湾空港部事業継続計画官室補佐  
河川事務所の課長
- <専門幹事>
  - 国立研究開発法人土木研究所  
水環境研究グループ水質チーム主任研究員
  - 国土技術政策総合研究所  
下水道研究部下水処理研究室研究官
- <オブザーバー>
  - 茨城県土木部都市局下水道課係長

## 「東京湾流域別下水道整備総合計画検討委員会」 作業部会（担当者会議）

(下水道に関する検討内容の議論、  
データ収集等作業依頼窓口)

- 都県・政令市の下水道・環境・河川部局担当者
- 関東地整 企画部・建政部・河川部・港湾空港部の担当者  
河川事務所の担当者



図-1 検討組織図